

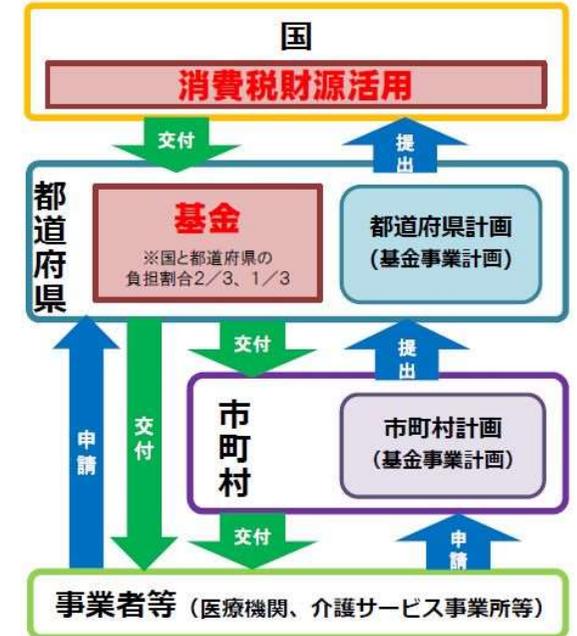
# 医療介護総合確保法に基づく県計画について

## 1 概要

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することを目的として、平成26年度から、消費税増収分を活用した財政支援制度として、都道府県に地域医療介護総合確保基金を設置している。
- 各都道府県は、毎年度、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施する。

### 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の働き方改革の推進に関する事業



## 2 県計画の作成手順等

- 地域の関係者の意見を反映させるため、関係機関・団体からの事業提案を募集するとともに、県計画案の作成及び事業の事後評価を行うに当たり、医療審議会において意見聴取を行う。

